

## 寄付金に関わる税制上の優遇措置について

中野区社会福祉協議会では、多くの人々に支持される組織であることを社会的に示し、公益性をより強く区民の方に周知するため、税額控除対象法人の申請を行い、2018(平成30)年5月18日に所轄庁(中野区)より認可を受けました。それにより、本会へご寄付及び社協会費を納入いただくと、所得税・相続税・法人税の税制上の優遇処置「寄付金控除」が受けられます。控除を受けるには確定申告が必要です。

### ◆所得税◆

個人が一定の要件を満たした社会福祉法人へ寄付金を支出した場合、税額控除制度の適用を受けることができます。確定申告の際に、「寄付金控除(所得控除)」または「寄付金特別控除(税額控除)」を選択することができます。なお、「寄付金特別控除(税額控除)」は、平成30年5月18日以降に本会へ寄付または社協会費を納入された方が対象となります。

#### (1) 税額控除による計算方法

$$\text{税額} - \left[ (\text{年間の寄付額} - 2,000\text{円}) \times 1 \times 40\% \right] \times 2 = \text{控除後税額}$$

#### (2) 所得控除による計算方法

$$\text{所得金額} - \left[ \text{年間の寄付額} - 2,000\text{円} \right] \times 1 \times \text{所得税率} \times 3 = \text{控除後税額}$$

※1 社協への寄付および社協会費だけでなく、その年中に支出した公益社団法人等や認定NPO法人等に対する寄付額の合計。同年の総所得金額等の40%が限度となります。

※2 控除額は、所得税額の25%が限度となります。

※3 所得税率は、年間の所得金額によって異なります。

確定申告には下記の書類を添付してください。

① 「寄付金の領収書」 または、「社協会費の領収書」

② 「税額控除対象となる社会福祉法人の証明書」の写し (税額控除を選択される場合及び会費を寄付として取り扱う場合必要となります)

※「税額控除対象となる社会福祉法人の証明書」の写しは、本会ホームページから印刷も可能です。窓口や郵送での対応を希望される方は、事前にご連絡ください。

「税額控除対象となる社会福祉法人の証明書の写し」ダウンロードはこちら

### ◆個人住民税◆

東京都及び、中野区の個人住民税の『寄付金特別控除(税額控除)』の対象となる寄付金として指定されています。ただし、本会に寄付(社協会費納入)された翌年の1月

1日現在、中野区民である方に限られます。

◆相続税◆

相続により取得した財産および遺贈による本会への寄付も、相続税の控除が受けられます。

◆法人税◆

本会へご寄付いただいた法人は、確定申告によって次の限度内で法人税法上損金算入することができます。なお、会計処理において必ず損金経理の実施が必要となります。

- (1) 一般損金算入限度額（法人税法第37条第1項該当）
  - (2) 社会福祉法人等に対する寄付金の特別損金算入限度（法人税法第37条第4項該当）
- ※上記（1）と（2）の限度額は併用することができます。

<問い合わせ>

社会福祉法人中野区社会福祉協議会 経営管理課  
〒164-0001 中野区中野 5-68-7 スマイルなかの4階  
電話 03-5380-0751 FAX03-5380-0750  
E-mail : soumu@nakanoshakyo.com  
URL : <http://www.nakanoshakyo.com>